

事業譲渡に関する合意書

A社（以下、「甲」という）とB社（以下、「乙」という）は、次の通り合意する。

第1条（目的）

- 1 甲及び乙は、乙が経営する下記飲食店（以下、「本件飲食店」という）の営業について、乙が甲に対して事業譲渡すること（以下、「本件事業譲渡」という）の条件等を甲・乙の代理人弁護士を通じて交渉することを合意する。

記

所 在
店 名
業 種

- 2 乙は、本件事業譲渡の交渉が終了するまで、甲以外の第三者と本件飲食店の事業譲渡に関する一切の交渉を行わないことを約する。

第2条（期限）

前条の交渉期限は、 年 月 日までとする。

第3条（損害賠償等の放棄）

乙は、交渉の結果、本件事業譲渡が成立しなかった場合でも、甲に対して、交渉のために費やした費用や本件事業譲渡が成立すれば得られたはずの利益等、損害賠償の請求を一切行わない。

第4条（秘密保持）

甲及び乙は、本件事業譲渡に関する交渉に関する一切の事情を甲及び乙以外の第三者に開示しない。

第5条（営業の継続）

乙は、第2条の期限まで、従前通り本件飲食店の営業を継続することを約する。

第6条（開示義務）

乙は、本件飲食店の営業に関する事情について甲から開示請求があれば、乙が知っている事情を全て開示することを約する。

第7条（関係者との交渉）

本件飲食店の店舗に関する関係者との交渉については、甲が行うものとする。

第8条（協力）

甲及び乙は、本件事業譲渡の成立に向けて互いに協力し、誠実に交渉を行うことを約する。

以上本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙